

【信用保証を受けることができる中小企業】

① 企業規模

事業設備資金・事業運転資金・短期事業資金・創業支援資金の融資を受けようとする場合は資本金（出資金）か従業員数のうちいずれか一方が、無担保無保証人小口事業資金・小規模企業小口事業資金の融資を受けようとする場合は従業員数が該当していなければなりません。

融 資 の 種 類	事業設備資金・事業運転資金・短期事業資金・創業支援資金		
	無担保無保証人小口事業資金・小規模小口事業資金		
業 種	従 業 員 数		資本金(出資金)
小 売 業	50 人以下	5 人以下	5,000 万円以下
サ ー ビ ス 業	100 人以下		
卸 売 業	100 人以下		1 億円以下
製造業、建設業 運輸業、その他	300 人以下	20 人以下	3 億円以下

※中小企業信用保険法施行令で別途要件が定められているものを除きます。

② 業 種

中小企業信用保険法に定める業種に限ります。

③ 許 認 可

許認可が必要な業種を営む方は、その許認可を受けていることが要件となります。

④ 対象資金

事業経営に必要な資金が対象となります。生活資金、住宅資金などは保証対象となりません。